告示

○法務省告示第五百八十二号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十二年十一月十九日

法務大臣　柳田　稔

登記所

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十六号）の規定によりその商業登記の事務が水戸地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の水戸地方法務局及び下妻支局

指定の効力が生ずる日

平成二十二年十二月二十日

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十六号）の規定によりその商業登記の事務が福井地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福井地方法務局武生支局

平成二十二年十二月二十三日

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十六号）の規定によりその商業登記の事務が山口地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の山口地方法務局萩支局

平成二十二年十二月十七日

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十六号）の規定によりその商業登記の事務が札幌法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の札幌法務局小樽支局及び倶知安支局

平成二十二年十二月十三日

附　則

この告示は、平成二十二年十一月十九日から施行する。

○法務省告示第五百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十九日

法務大臣　柳田　稔

別表第一の国際アカデミーランゲージスクールの項の次に次のように加える。

東洋国際文化アカデミー	宮城県

別表第一の国際アカデミー日本語学院取手校の項の次に次のように加える。

日本語学校つくばスマイル	茨城県

別表第一の明友日本語学院の項の次に次のように加える。

村山学園日本語学校	千葉県
国際トラベル・ホテル専門学校日本語科	千葉県

別表第一の和陽日本語学院の項の次に次のように加える。

秀徳教育学院	東京都

別表第一の中日本外国語学院の項の次に次のように加える。

ＫＬＳ名古屋日本語学院	愛知県

別表第一の三重日本語学校の項の次に次のように加える。

三重文化経済学院	三重県

別表第一の大原簿記法律専門学校難波校の項の次に次のように加える。

栄光国際学院	大阪府

別表第一の広島アカデミーの項の次に次のように加える。

福山国際外語学院	広島県
日本ウェルネススポーツ専門学校広島校	広島県

別表第一のさくら日本語学院の項の次に次のように加える。

久留米国際交流学院	福岡県
福岡言語学院	福岡県

別表第一の明日香美容文化専門学校・日本語科の項の次に次のように加える。

宮崎情報ビジネス専門学校	宮崎県

○財務省告示第三百七十二号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）附則第十一条の二の規定に基づき、国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業を定める件（平成二十一年一月財務省告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十九日

財務大臣　野田　佳彦

本則中「この告示の適用の日において現に」を削り、「している」を「する」に改める。

○文化庁告示第五十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年十一月十九日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
長州藩下関前田台場跡	平成二十二年文部科学省告示第百二十三号	下関市（山口県）
妙見山古墳	平成二十二年文部科学省告示第百二十三号	今治市（愛媛県）
小湊フワガネク遺跡	平成二十二年文部科学省告示第百二十三号	奄美市（鹿児島県）